

港区社会的養育推進計画の策定について

令和4年6月の児童福祉法改正により、児童相談所設置市に、社会的養育推進計画を策定することが求められました。

区は、児童相談所設置市として港区社会的養育推進計画を策定します。

1 経緯

区は、児童相談所設置市となった令和3年4月時点が、東京都の社会的養育推進計画（令和2年度～令和11年度）の計画期間内であり、社会的養育の資源（施設や里親等）を東京都全体で活用していることなどから、これまで「東京都社会的養育推進計画」に準拠してきました。

令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律では、子どもの養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための様々な措置が講じられました。その内容を踏まえて、令和6年度中に新たな社会的養育推進計画の策定が求められています。

区は、東京都の計画内容との整合を図りながら、児童相談所設置市として独自に令和7年度から令和11年度までを期間とした社会的養育推進計画を策定します。

2 区における計画策定について

社会的養育推進計画は、社会的養育に関する各施策の推進とあわせて、児童虐待等の予防も含めた地域の子育て支援の強化についても記載することから、児童相談所が中心となり、関係部署で構成する策定委員会で取組の方向性を検討し、策定します。

計画策定に当たっては、区の子ども・子育て支援事業計画と整合性を図るとともに、より実効性の高い計画となるよう、港区児童福祉審議会からの意見聴取に加え、当事者である児童や区民等からも幅広く意見を聴取します。

3 スケジュール（予定）

- | | |
|---------|----------------|
| 令和6年11月 | 計画(素案)の決定、議会報告 |
| 12月 | 区民意見募集、区民説明会 |
| 令和7年2月 | 計画の決定 |